

平成 19・20 年度文部科学省先導的₁大学改革推進委託事業

調査研究報告書

韓国における共通テスト (CSAT) のみによる
大学入学者選抜の現状及び入学後の成績
との関係や高大接続の現状などに
関する調査研究

平成 20 年 5 月

国立大学法人 神戸大学

まえがき

少子化による18歳人口の減少と大学数と入学定員と進学率の増加により、平成19年には、4年制大学への進学率が50%弱、また定員に対する収容力も90%に至り、我が国の高等教育はマーチン・トロウが指摘する「ユニバーサル段階」に突入した。一部に選抜性の極めて高い大学が存在するものの、マクロ・ベースでは大学進学希望全員が大学に入ることができる「大学全入時代」を目の前に迎えている。このような状況の下、大学入試センター試験、個別学力試験のどちらか又は両方を課す一般選抜で入学する学生は約60%、残りは、推薦入試・AO入試で小論文や面接を中心とした選考手続きを経て入学を許可されており、外形的・客観的な学力評価を欠いた、いわゆる「学力不問」の入学者は約40%に上る。国立大学も推薦入試・AO入試の比率を5割まで認めるようになっており、大学経営の厳しさもあいまって、かつての「入難出易」から「入易出易」へと状況が変りつつある。

そのような中、中央教育審議会は、学士課程教育の「出口管理」の強化を各大学に求め、我が国の学士学位の質の保証と国際的通用性を担保しようとしているが、入学者の学力が十分保証されない状況では大学の努力にも限界がある。また、「学力不問」の入試方法が拡大することは、大学の質の保証のみならず、高校生の学習意欲にも多大なる影響を及ぼし、我が国の教育システム全体の水準に大きなマイナスの影響を及ぼし始めている。中教審のみならず、教育再生会議でも、大学教育の水準を維持、向上させるために、入試方法の多様化や個性化を認めつつも、全ての受験生に学力を客観的に把握する何らかの仕組みを課す必要性が検討されているなど、大学全入時代を迎える我が国において、今後の大学入学者選抜の在り方や高等学校教育との接続が重要な政策課題となっている。

そこで、今後の我が国において、ユニバーサル段階における入学者選抜の在り方と、高大接続問題の検討に資すること、とくに、大学入試センター試験を補完する、あるいは、それに代替しうる「大学全入時代」における大学入学者選抜共通試験の在り方やその導入の可能性を検討するために、高等学校への進学がほぼユニバーサル化し、大学進学率が80%を超え（2006年）、個別試験においては、筆記試験による学力検査を禁止し、学力検査としては共通テストである「大学修学能力試験（CSAT）」のみによって行われている大韓民国（以下、韓国と称す）と、大学合格率が95%を超える（2006年）文字通り「大学全入時代」を迎えており、大学進学的第一段階の学力検査として進学希望者全員に共

通テスト「大学学科能力測検（測検）」が課せられている中華民国（以下、台湾と称す）で調査研究を行った。

なお、大韓民国の訪問調査の実施については調査研究メンバーである鄭仁星（JUNG, Insung）国際基督教大学教授、また中華民国での訪問調査については稲江科技管理学院の曾徳興先生から、それぞれ多大なるご尽力をいただいた。お二人のご尽力なくしては、今回の両国における調査は不可能でした。ここに改めてお礼申し上げます。

また、事務補助として神戸大学大学院国際協力研究科博士課程在学の杉野竜美さんにサポートしていただいた。彼女にも感謝したいと思います。

最後に、お一人お一人お名前を記することはできませんが、調査研究にご協力いただいた内外の大学関係者、調査研究の機会を与えていただいた文部科学省、会計処理などの事務手続きなどでサポートしていただいた神戸大学の職員に皆様、そして、調査研究の同僚に心よりの謝意を表したい。

平成 20 年 5 月 30 日

調査研究代表者
川嶋 太津夫

調査研究者

岩井 洋	関西国際大学 教授
荻上 紘一	大学評価・学位授与機構 教授
川嶋 太津夫	神戸大学 教授
申 昌浩	京都精華大学 専任講師
陳 那森	関西国際大学 准教授
鄭 仁星	国際基督教大学 教授
濱名 篤	関西国際大学 教授・学長
林 篤裕	大学入試センター 教授
吉田 文	早稲田大学 教授
渡邊 達雄	金沢大学 准教授

目 次

調査研究の背景

大韓民国の高等教育制度と大学入試制度

<訪問記録（大韓民国）>

韓国入試見聞録

国立ソウル大学

西江大学

忠南大学

高麗大学

朝鮮大学

湖南大学

東南保健大学

釜山大学

国立ソウル教育大学

UWAY、進学社

<訪問記録（中華民国）>

大学入試中心、大学招生委員会聯合会

技専校院入学測驗中心

国立台北大学

国立台中教育大学

静宜大学

楊 朝祥 国立台湾師範大学教授

<資料編>

修能試験英語科目廃止・・・2012年大入から“韓国型 TOEFL に”

2009年度大学入学選考基本計画

合格率が 96.3%、大学生の資質は谷底に落ちたのか？

大学多元入学に関する質問紙調査の全体分析（96「2007年度」）

台湾における一般市民の大学入学に対する態度の分析（2007年）

大学多元入学紹介の手引き（97「2008年度」）

調査研究の背景

川嶋太津夫

中央教育審議会大学分科会制度・教育部会に設置された「学士課程教育の在り方に関する小委員会」を中心に審議され、先ごろ『学士課程教育の構築に向けて』と題して公表された「審議のまとめ」は、我が国の大学が授与する「学士」学位の国際的通用性と社会からの信頼を高めるために、学士課程教育の「出口管理」の必要性とその強化を提言し、分野を問わず全ての大学生に習得させるべき学習成果として「学士力」を参考指針として提言している。

このような提言の背景には、知識基盤社会への移行、高等教育のグローバル化や生涯学習社会の到来など、高等教育を取り巻く環境の大きな変化があるが、とりわけ、大きな要因は、高等教育の量的変化であろう。

平成 19 年度の進学率は 4 年制大学が 47.2%、短期大学が 6.5%、専門学校が 21.9%、高等専門学校の 4 年次が 0.9%、計 76.3%。大学と短大だけでも 53.7% となり、マーチン・トロウの類型に従えば、我が国の高等教育はいよいよ「ユニバーサル段階」に突入した。

さらに、平成 19 年度の大学進学志願者（4 年制大学＋短期大学）の数は、大学が約 69 万人、短大が約 8 万人の計 77 万人。それに対して、実際の入学者は大学が約 61 万人、短大が約 8 万人の計 69 万人であり、大学の入学定員と入学者の比率、つまり、「収容力」は 90.5% であり、大学を選ばなければどこかの大学に進学できるという「大学全入時代」に近づきつつある。

このような状況の下、かつては「受験戦争」「試験地獄」とまで呼ばれた大学入試も大きく様変わりしている。

平成 19 年度に文部科学省が行った調査によると、平成 19 年度の入試方法を見てみると、国公私立全体では学力検査を中心とした「一般入試」で入学した学生が 342,900 人（56.7%）、推薦入試で入学した学生が 216,043 人（35.7%）、そしてアドミッション・オフィス入試（以下 AO 入試とする）で入学した学生が 41,873 人（6.9%）となっており、後者の 2 つの入試で大学に入学した学生の比率は、4 割を超えるに至っている。また、私立大学に限ってみると、一般入試の入学者は 236,669 人（49.6%）、推薦入試の入学者が 198,143 人（41.6%）、AO 入試の入学者が 39,225 人（8.2%）となっており、推薦入試と AO 入試を通じての入学者がほぼ 5 割を占めている。

推薦入試と AO 入試は、「受験戦争」の緩和と、大学進学者の増加に応じて、受験生を多面的、多元的に評価するために、推薦入試と AO 入試が導入されたものである。推薦入試は原則として学力検査を免除し、学校長の推薦に基づい

て調査書を中心に面接や小論文と組み合わせて合否判定を行う方法であり、また AO 入試は、学校長の推薦によらず受験生本人の意思で出願できる公募制であり、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を通じて総合的に判定する方法である。学力検査を課す場合は過度に重点を置かないこととされている。(文部科学省 平成 20 年度大学入学者選抜実施要綱)

しかし、他方で、推薦入試や AO 入試の拡大に危惧を抱く向きもある。推薦入試や AO 入試が原則として学力検査を課さないこと、課すとしてもその比重を過度にはしないこととされていること。また、18 歳人口の減少にもかかわらず大学の定員が増加していることから、学生確保のための方法として活用されているのではないか。そのため、大学で学ぶための必要かつ十分な基礎学力を不問にした安易な入試方法に随しているのではないか、という懸念である。

文部科学省大学入試室が最近行った調査によると、推薦入試の際に、高等学校での一定以上の評定平均値の基準を設けている学部は約 60%、しかし、AO 入試になると 10%に過ぎない。

また、推薦入試の選抜方式を見てみると、面接、書類審査、小論文が 60%以上採用されているのに対して、学力検査は 22%に過ぎない。(表-1) (いずれも文部科学省高等教育局大学入室調べ)

表-1 推薦入試における選抜方式 (学部数)

	書類 審査	面 接	小 論 文	学 力 検 査	討 論	口 頭 試 問
国立大学	209 (79.2%)	244 (92.4%)	186 (70.5%)	2 (0.8%)	5 (1.9%)	45 (17.0%)
公立大学	101 (71.6%)	120 (85.1%)	99 (70.2%)	10 (7.1%)	0 (0.0%)	10 (7.1%)
私立大学	1162 (80.1%)	1232 (84.9%)	849 (58.5%)	406 (28.0%)	9 (0.6%)	49 (3.4%)
計	1472 (79.3%)	1596 (86.0%)	1134 (61.1%)	418 (22.5%)	14 (0.8%)	104 (5.6%)

AO 入試にいたっては、ほぼ書類審査と面接のみで合否が決まっている状況である。小論文でさえ課されているのは 29%に過ぎない。(表-2)

表－2 AO入試における選抜方式（学部数）

	書類 審査	面接	小論文	学力 検査	討論	口頭 試問
国立大学	97 (92.4%)	98 (93.3%)	48 (45.7%)	8 (7.6%)	9 (8.6%)	25 (23.8%)
公立大学	27 (90.0%)	29 (96.7%)	8 (26.7%)	4 (13.3%)	2 (6.7%)	4 (13.3%)
私立大学	751 (82.3%)	815 (89.4%)	253 (27.7%)	28 (3.1%)	94 (10.3%)	46 (5.0%)
計	875 (83.6%)	942 (90.0%)	309 (29.5%)	40 (3.8%)	105 (10.0%)	75 (7.2%)

このように、推薦入試やAO入試では、受験生の基礎学力を十分に評価しないまま合否を決定しているため、「入学者の基礎学力の担保」を課題と指摘する学部は、推薦入試で54%、AO入試では60%にもものぼる。（それぞれ表－3及び表－4）

表－3 推薦入試実施にかかる問題・課題

	スタッフの負担	選定基準に基づいたAPの作成	入試科目等の組合せの改善	シヨンの維持 でのモチベール	合格者の入学ま 力の担保	入学者の基礎学 力の担保
国立大学	136 (51.5%)	65 (24.6%)	40 (15.2%)	121 (45.8%)	126 (47.7%)	
公立大学	43 (30.5%)	43 (30.5%)	31 (22.0%)	61 (43.3%)	66 (46.8%)	
私立大学	294 (20.3%)	353 (24.3%)	225 (15.5%)	974 (67.1%)	816 (56.2%)	
計	473 (25.5%)	461 (24.8%)	296 (15.9%)	1156 (62.3%)	1008 (54.3%)	

表－4 AO入試実施にかかる問題・課題

	スタッフの負担	選定基準に基づいたAPの作成	入試科目等の組合せの改善	シヨンの維持 でのモチベール	合格者の入学ま 力の担保	入学者の基礎学 力の担保
国立大学	75 (71.4%)	15 (14.3%)	14 (13.3%)	32 (30.5%)	56 (53.3%)	
公立大学	14 (46.7%)	7 (23.3%)	0 (0.0%)	17 (56.7%)	17 (56.7%)	
私立大学	413 (45.3%)	256 (28.1%)	64 (7.0%)	650 (71.3%)	562 (61.6%)	
計	502 (47.9%)	278 (26.6%)	78 (7.4%)	699 (66.8%)	635 (60.6%)	

基礎学力の不足した高校生を受け入れざるを得ないため、文部科学省の調査によれば、平成18年度で高校教育の復習、つまり「補習教育」を実施している大学は、国立大学55校、公立大学20校、私立大学159校の合計234校にのぼ

り、全大学のほぼ 3 分の一が何らかの補習教育を実施せざるを得ない状況にある。また、以前より、「分数のできない大学生」などが話題に上ったのも周知のとおりである。

いまや、OECD 調査団から「18 歳に第二の誕生日がある」と批判された我が国の厳しい大学入試状況も様変わりし、一部の大学・学部を除いては、大学入試が学生の質を保証する手段ではなくなりつつある。しかし、出口である学士の質を高めるためには、入学後の大学の努力だけでは不可能であり、入学者についても「大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等」を保証することが不可欠である。

そこで、文部科学省は、ユニバーサル段階に突入し、大学全入時代を迎えようとしている我が国において、学士課程教育の質を向上させるために適切な高大接続の在り方の検討に資するために、我が国同様の状況にあり、また、従来から、いわゆる「共通学力試験」が選抜に占める比重が高かった大韓民国（韓国）及び中華民国（台湾）の入試状況を調査研究する事業を公募し、神戸大学がその実施にあたることとなったものである。

以下に報告されているように、両国では、政府の一元的な管理のもと、全国共通学力試験の成績で進学先が機械的に配分されていた制度から、大学の自主的、個性的な入試を可能とする制度にすでに移行しており、その方向性はより一層推進されるものと思われる。大韓民国では、共通学力試験実施に先立って内申書、面接、小論文など多様な方法で入学者選考が行われる「随時募集」が、中華民国では「大学独自選抜」と呼ばれる推薦入試、AO 入試が増え、我が国と同じく大学入試の多様化、多元化が進んでいる。その背景には、大学入試を含めて大学の自主性や自律性を高めることにより、グローバル化や知識社会などへの環境変化に大学が柔軟に対応できること。大学進学者が増加し、高等教育のユニバーサル化や大学全入時代が近づくにつれて、進学者の学力、興味、関心も多様化し、いわゆる「学力」という単一尺度では適正、適切な選抜ができないこと。そして何よりも、高等学校以下の教育が受験準備のために歪められてしまうことなどが指摘できよう。また受験準備への投資が可能かどうかは、家庭の経済状況に左右されるという社会的不公正の問題も引き起こす。

そこで、大韓民国では、大学修学能力試験の比重を下げたり、活用方法を多様化したり、また、高校時代の調査書（学生生活記録簿）の比重を高め、高等学校教育の正常化に取り組もうとしている。しかし、高等学校間に格差が存在する限り、調査書は客観性で問題を抱えている。その点では、共通学力テストは、志願者の学力を客観的に測定できるというメリットを持っている。大韓民国では、いわゆるアドミッション・オフィサーを各大学に順次導入して、高等学校教育の評価を行い、この問題を解決しようとし始めたところである。まさに、

この委託事業のねらいは、大学と進学希望の高校生との「相互選択」を可能とし、丁寧で時間をかけた入学者選考を可能とするために、高等学校における各生徒の学習成果を客観的に把握できる仕組の開発に資するために行われたものである。今回の調査からは、たとえば、中華民国のように、学校推薦や自己推薦（AO）入試などの大学独自入試のために、従来とは別の共通試験を実施することや、あるいは、大韓民国のように、推薦入試や AO 入試でも、大学入試センター試験で一定の成績を達成することを条件とする仮合格制度などは我が国の参考になると思われる。

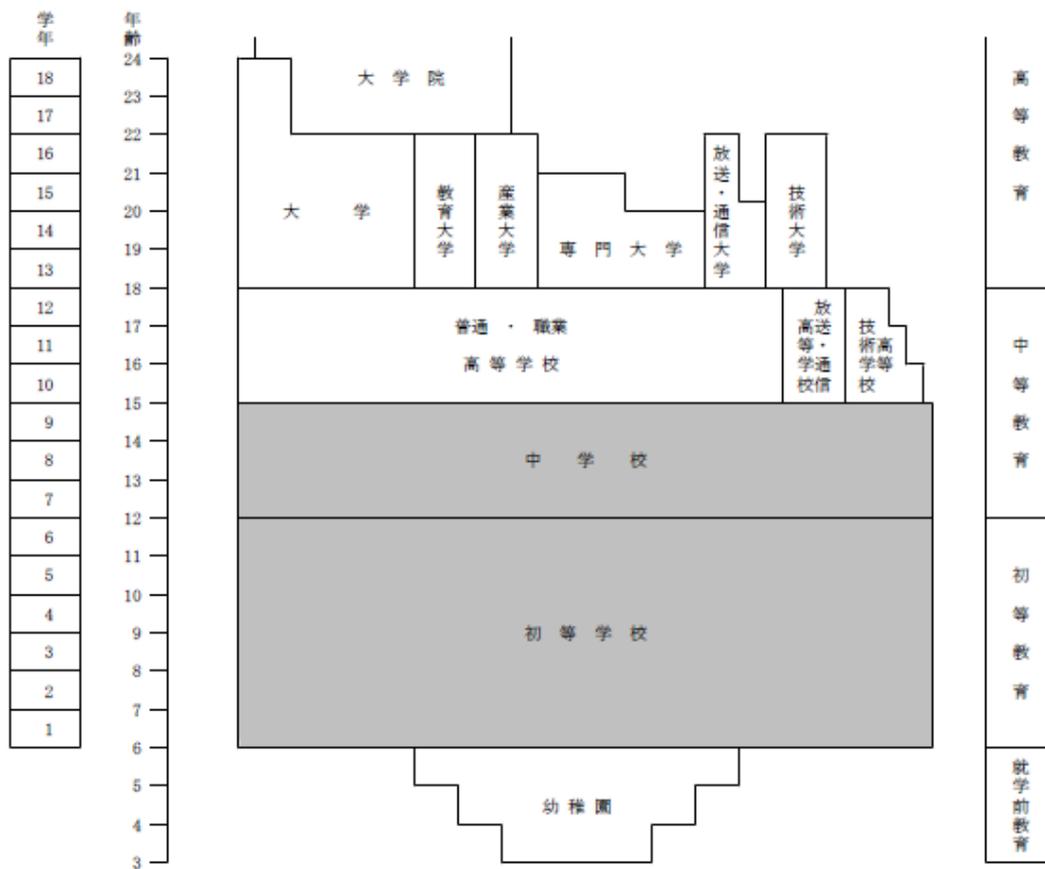
いずれにしても、我が国と大韓民国と中華民国は、大学入試を含めて共有する課題が多い。この調査研究を通じて、3カ国の共同研究が始まる契機としたい。

大韓民国の高等教育制度と大学入試制度

川嶋太津夫

大韓民国（以降、韓国とする）の教育制度は、我が国の「6－3－3－4」制度とほぼ同じである。

韓国の学校教育制度



(■ 部分は義務教育)

- 就学前教育—就学前教育は、3～5歳児を対象として幼稚園で実施されている。
- 義務教育—義務教育は6～15歳の9年である。
- 初等教育—初等教育は、6歳入学で6年間、初等学校で行われる。
- 中等教育—前期中等教育は、3年間、中学校で行われる。後期中等教育は、3年間、普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は、普通教育を中心とする教育課程を提供するもので、各分野の英才を対象とした高等学校（芸術高等学校、体育高等学校、科学高等学校、外国語高等学校）も含まれる。職業高等学校は、職業教育を提供するもので、農業高等学校、工業高等学校、商業高等学校、水産・海洋高等学校などがある。
- 高等教育—高等教育は、4年制大学（医学部など一部専攻は6年）、4年制教育大学（初等教育担当教員の養成）、及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には、大学、教育大学及び成人教育機関である産業大学の卒業生を対象に、2～2.5年の修士課程と3年の博士課程が置かれている。
- 成人教育—成人や在職者のための継続・成人教育機関として、放送・通信大学、産業大学、技術大学（夜間大学）、高等技術学校、放送・通信高等学校が設けられている。

出所：文部科学省『教育指標の国際比較 平成20年度版』

しかし、高等教育部門は我が国以上に急激に拡大をとげている。2006年のデータによると義務教育後の後期中等教育への進学率は全日制高校へ99.1%、定時制・通信制を含めると100%であり、事実上義務化している。さらに高校からの高等教育への進学率を見てみると、3年制の専門大学校への進学者を含めれば102.4%となり、高等教育のユニバーサル段階と大学全入時代を迎えている（文部科学省『教育指標の国際比較 平成20年度版』）。また我が国同様急激な少子化が進行していること。社会・経済・政治の分野でソウル一極集中が顕著なこと。さらに、全高等教育機関338校中、私学は289校（85.5%）、学生数では約300万人中250万人弱の82%が私学に在籍し、我が国同様、高等教育部門における私学の比率が高いことなどにより（文部科学省『教育指標の国際比較 平成20年度版』）、地方では、伝統ある有力大学でも学生確保はできているものの入学者の学力低下の問題を抱え、さらには学生確保にままたぬ「募集大学」もいくつか存在している（「募集大学」とは、韓国の大学関係者の表現であり、出願者が定員より少なく「出願＝合格」を意味する大学のことである）。

このように、我が国に先駆けて高等教育のユニバーサル化や大学全入時代を迎えた韓国から、今後我が国の大学入学者選考について学ぶべき点は何か？それが今回の調査研究の狙いである。

大韓民国の大学入試制度

韓国の大学入試制度は何度か変遷を繰り返してきた。一時は大学個別の試験が禁止され、いわゆる共通試験と高校内申請のみで合否が決まったこともあったが、大学の個性化や自律性を尊重する方針が次第に重視され2002年から現行の制度に変更された。

現行制度では、入学者選考の判断基準は、「大学修学能力試験」、「総合学生生活記録簿」、学力試験以外の大学独自の試験、推薦書等がある。

大学修学能力試験（「修能試験」）は、韓国教育課程評価院（KICE）が例年11月に実施する全国共通試験で、2003年まではアメリカのSATにならって科目ベースではなく総合試験型であったが、2004年以降は科目ベースの試験内容に改定された。

また、過度な受験競争を緩和するために、従来学習成績中心であった「生活記録簿（内申請）」を、1998年に教科外活動に関する情報を含む「総合学生生活記録簿」へと改めるとともに、各大学が実施する大学独自の試験では学力試験を課すことを禁止した（国立大学は1997年から、私立大学は2002年から禁止）。

□大学入試の基本方針

韓国の大学入試は、これまでの異常ともいえる過熱な受験競争を緩和することと、全ての国民が能力に応じて等しく教育を受ける権利を保障することを重視してきた。そのため、1) 可能な限り高校教育の過程と結果を重視すること、2) 学校外教育(塾・予備校)への過度の依存を避け、家庭の経済的背景にかかわらず公平な受験機会を保障することによって、初等・中等教育を正常化することに傾注してきた。先ほど言及した、個別入試における学力試験の禁止や、学校生活記録簿(調査書)の重視も、このような基本方針を反映している。加えて近年では、3) 大学の自律性を重んじ、個性化を促す政策を導入し、大学入試に関しても、各大学の裁量権を増やす方向に向かっている。とはいうものの、我が国に比べると規制が強く、私立大学も含めて、教育人的資源部(教育省)、韓国大学教育協議会が定めた基本計画に従って実施することが定められている。

□大学入試選考資料

入学者選考に各大学が使用できる資料は、次のように定められている。

共通の資料として、

- 学校生活記録簿
- 大学修学能力試験

個別大学が活用できる資料として、

- 論述考査
- 面接・口頭試験
- 身体検査
- 実技・実験試験
- 適性検査、性格検査
- 自己紹介書

1. 学校生活記録簿

学校教育を正常化するために、学校生活記録簿を重視することとなっているが、選考基準における比重や活用方法は、各大学が合理的かつ公正に決定することとされる。なお、入試業務の合理化のために、学校生活記録簿は高等学校からオンラインで大学に提供される。

2. 大学修学能力試験

高等学校教育を正常化するために、高等学校の教育課程を反映した内容・水準を維持することとされている。試験は毎年11月に実施され、ほぼ1ヵ月後の12月初旬に成績が関係者に通知される。韓国教育課程評価院と各自治体の教育委員会が協同して実施している。それぞれの責任は次のとおり。

韓国教育課程評価院長：出題、問題用紙の印刷・配布、採点、成績通知
 市・道教育監：受験願書の交付・受付、問題・解答用紙の運送・保管、試験管理

出題教科・科目は、言語、数理、外国語（英語）、社会探求/科学探求/職業探求、及び第二外国語/漢字であり、受験科目は受験生が選択できる。各教科の設問数、試験時間は次のとおり。なお、出題形式は客観式5肢選択方式で、数理領域のみ30%程度は記述式である。

時間目	領域	設問数	試験時間(分)	備考
1	言語	50	80	○聞き取り設問;5つ
2	数理	30	100	○「ア」型、「イ」型から択1 ○主観式30%程度出題
3	外国語(英語)	50	70	○聞き取り、会話17項目
4	社探/科探/職探	科目当20	科目当30	○最大4科目(職探は3科目)選択
5	第二外国語/漢字	30	40	○ドイツ語Ⅰ、フランス語Ⅰ、スペイン語Ⅰ、中国語Ⅰ、日本語Ⅰ、ロシア語Ⅰ、アラブ語Ⅰ、漢字Ⅰから択1

成績は、科目別に9つの等級で受験生に通知される。大学へは、加えて、標準得点、パーセンタイルで通知され、どの成績を採用するかは、大学で決定できる。なお総合等級は記載されない。また学校生活記録簿と同じく、入試業務の合理化のため、各大学へはオンラインで提供される。

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基準比率(%)	4	7	12	17	20	17	12	7	4
累積比率(%)	4	11	23	40	60	77	89	96	100

□選考類型及び方法

現在、韓国の大学入試は、我が国と同じく、あるいはそれ以上に複雑な入試類型（「典型」と呼ばれる）によって実施されている。

まず、選考の対象により「一般典型（一般選考）」と「特別典型（特別選考）」に分かれている。「一般典型」は、一般学生を対象とし、共通の基準に従い学生

を選抜する入試方法である。いわば我が国の一般入試に相当するものである。他方「特別典型」は、特別な経歴や素質など大学が独自に提示する基準または（逆差別的な）優遇措置に従い学生を選抜する方式であり、具体の選抜方式は極めて多様である。我が国の推薦入試や A0 入試に相当する。さらに、「特別典型」は定員内の募集と定員外の募集に分けられる。

一般選考	■選考基準 ○普遍的な教育的基準により一般学生を対象とした選考
特別選考	■選考基準及び類型 ○学生の特別な経歴や素質を基準とする選考 ○格差等など補償基準による選考 ○定員外特別選考(高等教育法施行令第29条2項) -学校の長が定める農・漁村学生(入学定員の4%以内) -特殊教育振興法第10条の特殊教育対象者 -在外国民及び外国人(入学定員の2%以内) -純粋な外国人、北朝鮮亡命者、外国で全教育課程履修者 -専門系高校卒業者(入学定員の5%以内) -産業系委託学生(産業大学及び専門大学に限る)

□厳格な定員管理と募集人数繰越制度

募集単位は原則として学部、学科であり、募集単位ごとに事前に募集人数を公告することになっている。合格決定に際して同点者が発生した場合は、同点者に限って募集予定人数を超えて合格者とする事ができる。しかし、超過分は、翌年度の募集人数から削減することが求められる。定員を過度に超えて合格させないように、このように同点者処理基準を明確に規定するとともに、大学の過失等で定員を超過入学した場合は、翌年度の募集定員から超過した合格者数の 5 倍以内の範囲で募集人員の削減が命じられるとともに、関係者の処分が行われる。

他方、定員未充足の場合は、募集単位ごとの入学定員に対して、国立大学では 2%、私立大学では 4%以内の人数を翌年度、同一募集単位に限り繰越募集が可能である。

このように、韓国では定員超過による教育条件の悪化と、特定大学への過度の集中を防ぐために、厳格な定員管理が行われている。

□募集時期

募集時期（区分）によって、11月に実施される大学修学能力試験に先立って募集される「随時募集」と、11月以降2月にかけて実施される「定時募集」、

及び定員が未充足の場合に行われる「追加募集」に分けられる。さらに、「随時募集」は「一期」と「二期」に、また「定時募集」はカ群、ナ群、タ群に分けられ、それぞれ募集、選抜が行われる。2008年度及び2009年度の日程は次のようになっている。

区分	2008学年度	2009学年度
定時学生簿作成基準日	○2007.12.7(金)	○2008.12.5(金)
○大入試験日	○2007.11.15(木)	○2008.11.13(木)
○成績通知日	○2007.12.12(水)	○2008.12.10(水)
随時募集	○合格した場合、次の募集時期の志願禁止 ○高校行事日程を配慮した選考実施を推奨	
1学期	○願書受付 ○選考及び合格者発表 ○登録期間	○2007.7.12～21(10日) ○2007.7.22～8.31(41日) ○2007.9.3～4(2日)
2学期	○願書受付 ○選考及び合格者発表 ○登録期間	○2008.7.14～23(10日) ○2008.7.24～8.31(39日) ○2008.9.1～2(2日)
定時募集	○募集期間群別に1回のみ志願、未登録充員可能	
○願書受付期間	○カ、ナ、カナ群;2007.12.20～25(6日) カ、カタ、ナタ、カナタ群;2007.12.21～26(6日)	○カ、ナ、カナ群;2008.12.18～23(6日) カ、カタ、ナタ、カナタ群;2008.12.19～24(6日)
○選考期間	○2007.12.27～2008.2.1(37日)	○2008.12.26～2009.2.1(38日)
○募集期間群	○「カ」群(15)、「ナ」群(11)、「タ」群(11)	○「カ」群(15)、「ナ」群(10)、「タ」群(13)
○定時登録期間	○2008.2.4～11(3日)	○2009.2.2～4(3日)
○未登録充員合格通知締切	○2008.2.18	○2009.2.15
○未登録充員登録締切	○2008.2.19	○2009.2.16
追加募集	○2008.2.20～29(10日)	○2009.2.17～23(7日)
主要事項集計	○2006.12.20	○2008.3.31

受験生は、随時1期、随時2期募集大学に複数出願が可能である。また定時募集についても、募集期間群が異なる大学、又は同一大学内の募集期間群が異なる募集単位への複数出願が可能である。しかし、それぞれの募集時期に合格した場合は、それ以降の募集時期への出願は不可能である。たとえば、随時1

期で合格が決まった場合は、それ以降の随時 2 期、定時募集及び追加募集には出願できない。また随時募集で複数の大学に合格した場合は、1 大学のみにはしか登録できない。つまり、それぞれの募集期間ごとに募集、選考、入学登録が完結する仕組みとなっている。

大韓民国の大学入試の特徴

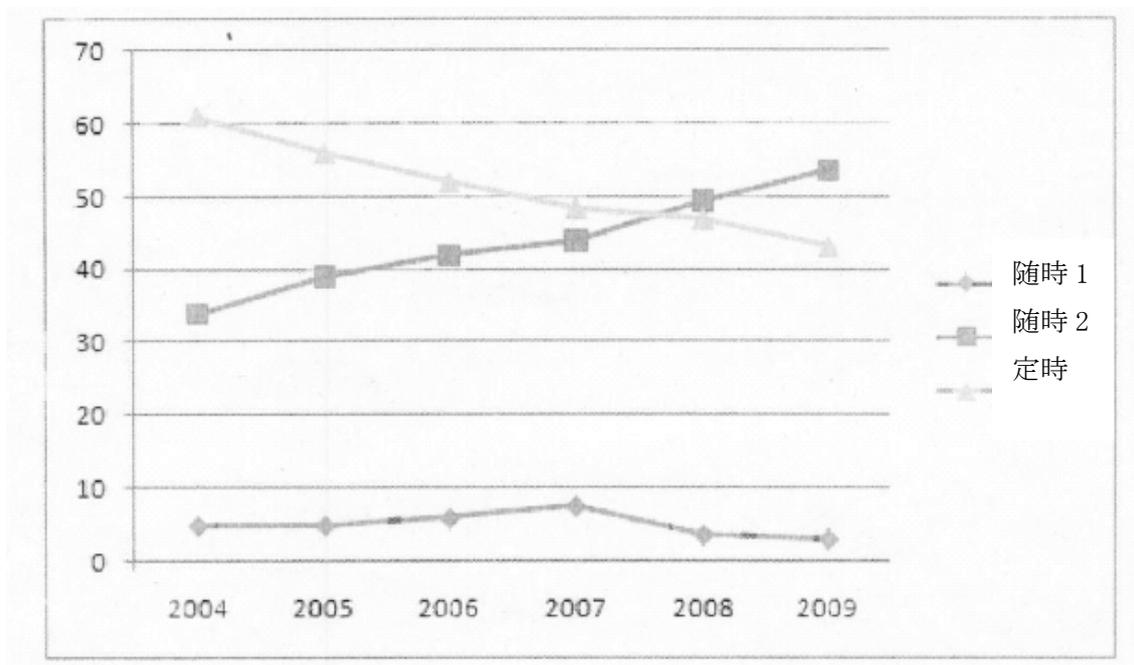
新政権の誕生に伴い、大学の自主性、自律性の一層の拡大が図られている。これに伴い、2009 年度から韓国大学教育協議会が直接入試業務を主管することとなった。以下に、近年の大学入試の特徴を列記する。

1. 随時募集、学生生活記録簿（内申書）を重視する大学が増加

学生生活記録簿を中心に選抜する随時募集が拡大し、高校教育の正常化に寄与している。内申書の成績を 100% 反映する募集定員が、2008 年度は 62,802 名であったのが、2009 年度には 8,987 名増加し 72,879 名となり、総募集定員の約 20% にまで拡大する。

また、随時募集定員も年々増加し、2008 年度の 200,878 名（53.1%）から 2009 年度には 214,481 名（56.7%）へと増加し、内申書の比重が更に高まった。

<随時募集定員に比率の推移>



<随時募集定員>

募集時期	2009学年度の募集人数	2008学年度の募集人数
------	--------------	--------------

2009学年度	57校	85	86	20	12	9	6
2008学年度	11校	2	132	35	23	12	6

したがって、随時募集は内申成績を主に選考資料とする特別選考と一般選考で、定時募集では修能試験の成績を主に選考資料とする一般選考を中心に選考が実施されている。

2. 大学入試の多様化、個性化の進展

ソウル大、成均館大、延世大、漢陽大など10大学でアドミッション・オフィスが導入されたことにより、試験成績中心の選考から、学生の個性や素質、また大学の理念に適合した、個性的な入学者選考が可能となった。

<アドミッション・オフィス入試導入大学>

区分	大学名
入学査定官特別選考実施大学 (2校)	建国大(KU入学査定官選考)、漢陽大(入学査定官選考)
特別選考で入学査定官活用大学 (10校)	カトリック大、建国大、慶北大、慶熙大、ソウル大、成均館大、延世大、仁荷大、中央大、漢陽大など

また、特別選考も、以下の例のように、より一層多様化された。

(定員内特別選考例)

*体育・語学・情報化など特技者特別選考；127校 7,037名を募集

*高校推薦、教科成績優秀者、地域高校出身者、社会的配慮対象者など

大学独自基準の特別選考；192校 76,884名

*就業者特別選考；30校 980名など

(定員外特別選考例)

*農漁村学生；191校 13,154名、専門系高校生；158校 13,340名

*特殊教育対象者；78校 1,457名、在外国民；143名 5,448名など

さらに先にも述べたように、大学修学能力試験の成績が、等級に加えて標準得点とパーセンタイルでも通知されるようになったため、等級活用選考、標準得点活用選考、パーセンタイル活用選考、混合型選考など、修能試験の活用方法も多様化した。

<大学修学能力試験成績の活用類型>

学年度	等級活用	標準点数活用	パーセンタイル活用	混合型
-----	------	--------	-----------	-----

5. 大学入試業務の合理化の推進

既に指摘したように、高校からの学生生活記録簿（内申書）、大学修学能力試験の成績は、全て電子化されオンラインで大学に提供されている。さらに、近年の傾向として、出願業務も窓口受付から企業に委託してオンラインでの受付が主流となっている。

まとめ

我が国では、大学進学率が 55%を超え、また志願者に対する大学定員との比率である収容力も 92%となり、ユニバーサル段階と大学全入時代が同時に到来し、大学入試の多様化、多元化、個性化がますます進んでいる。各大学は早期に入学者を確保するために、推薦入試や A0 入試の比率が今や 5 割に達している。しかし、推薦入試や A0 入試では、原則として学力検査を課さないために、先にも指摘したように、導入大学の多くが入学者の基礎学力やモチベーションの低下に懸念を抱く事態に至っている。

韓国はかつて共通試験の成績だけで合否が決まっていたため、我が国以上に受験競争が激化し、その反動として塾や予備校が禁止される事態にもなった。

しかし、現状は大きく様変わりした。我が国以上に少子化が急速に進む韓国は、現在 4 年制の大学 36 万人、専門大学 30 万人、計 66 万人の定員に対して高校 3 年生は 60 万人に過ぎず、すでに大学全入時代が到来している。

さらに、政府による大学の個性化、自律化推進政策、高校教育の正常化、進学機会均等化の推進などにより、大学入試の多様化、多元化、個性化が進展し、我が国以上に複雑化している。

少子化に加えて、社会経済活動のソウル一極集中が進む韓国では、将来の就職を視野に入れてソウル地区にある大学への人気が高まり、地方大学では定員割れが生じている。今回訪問した大学のひとつでは、2 回の随時募集、3 回の定時募集でも定員を満たすことができず、追加募集を実施し、出願締め切りの翌日に合格を出すという、学力不問どころか無試験で合格させているのが現状である。そのため、「出願＝合格」であるため、このような大学を関係者は「募集大学」と呼んでいるほどである。

また、定員割れを起こしていない大学でも、優秀な学生をかつては格下であったソウル地区の大学に奪われているため、入学する学生の学力レベルが大幅に低下し、大学修学能力試験の成績が従前は上位 6 分の一に入っていないと合格できなかったものが、現在では 2 分の一でも入学が可能な状況に至っている。

そのため、大学修学能力試験を課さず、内申書や面接等で合否を決定する随

時募集の比率が年々増加し、いまやその比率は 56%に至り、我が国と全く同じ事態が生じ、いわゆる「学力不問」入試が隆盛を極めている。

推薦入試や A0 入試は、過度の受験競争を緩和するために導入されたが、課題の一つは高校教育の多様性のため、内申書の客観性をいかに確保するかということである。韓国ではアドミッション・オフィスが 10 大学に設置されたばかりであるが、その一つであるソウル大学では、高校の教育水準のばらつきを補正するために、今後各高等学校の教育の質を詳細に調査し、一定水準以上の高等学校はソウル大学が「認定校 Accredited School」とする予定であるという。

ただし、韓国で随時募集が募集人員の過半を占めているとはいえ、我が国と異なるのは、100 近くの大学で、随時募集においても、大学修学能力試験の最低学力を条件としていることである。それによって、基礎学力の保証がある程度確保されているといえるが、最低学力は、大学、学部、学科ごとに異なっているのが現状で、少子化がますます進行すれば、それも底抜けする懸念はある。

我が国と韓国の大学入試で最も異なるのは、厳格な入学定員管理である。我が国でも過剰・過少な定員は補助金、交付金などの不交付といったペナルティが課されることとなっているが、上限は韓国のほうがはるかに厳しく、定員超過が許されるのは、同点合格者が出た場合のみである。それ以外の場合は、超過した人数の最大 5 倍まで次年度に定員が削減されたり、また関係者が処分されたりなどといった厳しいペナルティが伴う。それが可能なのは、募集時期ごとに募集、選考、入学手続きが完結し、入学者数が確定するからである。複数出願、複数合格が可能な我が国では厳格な定員管理は不可能に近いが、教育の質を確保するためにも、定員超過に対する何らかの措置を取る必要がある。

さらに、我が国以上に IT 先進国である韓国では、高等学校の学生生活記録簿（調査書）が電子化され、大学にオンラインで提供されるばかりか、出願も窓口受付から、ほぼ代行会社 UWAY と進学社のウェブを通じたオンライン出願へと転換している。入試業務は季節業務の性格が強く、我が国でも合理化が強く求められる大学業務の一つであるが、同様の仕組みを我が国に導入する可能性を検討しても良いのではないだろうか。

最後に、新聞報道によれば（中央日報電子版 2 月 3 日）、グローバル化に対応するために英語教育を強化し、2013 年度から大学修学能力試験から英語がなくし、政府が実施する英語能力試験（韓国版 TOEFL）の導入が図られているという。我が国でも受験英語の弊害が指摘されて久しいが、英語教育の根本的な見直しが求められるかもしれない。

<参考資料>

教育人的資源部・韓国大学教育協議会・韓国専門大学教育協議会、『2009 年度大

学入学選考基本計画（教育人的資源部告示第 2007-83 号）』、2007 年 8 月。
韓国大学教育協議会、「2009 年度大学入学選考計画主要事項発表」、2008 年 3 月
19 日。 <http://kcue.or.kr>

【参考資料】 大学入試に関する主要改定案内容

【大学入学典型基本計画樹立・公表権限委譲】

－執行令改定案（案）第 32 条、協議会法改定（案）大 18 条の 2－

○教科部長官の大入典型基本計画樹立権限を削除し、協議会から会員大学と関係機関の意見収斂及び理事会の議決を経て「大学入学典型基本計画」を樹立するように改訂する。

○この時、現行高校等教育法執行令上学年開始日の 1 年 9 ヶ月前と規定されている基本計画公表時期を学年開始日の 1 年 6 ヶ月前に変更する。

－これによって協議会は今年 8 月末まで「2010 学年度大学入学典型基本計画」樹立して公表することになる。

【大学別大学入学典型執行計画審議及び改訂要求権限明示】

－施行令改定（案）第 33 条、協議会法改定（案）第 18 条 3－

○各大学は協議会が定めた基本計画に従い学年開始日の 1 年 3 ヶ月前（現行 1 年 6 ヶ月前）まで「大学入学典型執行計画」を樹立・公表しなければならない、
* 「2010 学年度大学別大学入学典型執行計画」は今年 11 月末まで樹立・公表

○協議会は大学別大学入学典型執行計画を審議して違法・不当な場合是正を要求してその移行余賦を公表出来るように規定した。

－その間大学別大入典型執行計画審議及び改訂？権衡権は教科部
公示人「大学入学典型基本計画」に定めていたが、今回の高等教育法執行令と協議会法に明示したものである。

【大学別考試審議権限委譲】

－執行令改訂(案)第 35 条、協議会法改定(案)第 18 条の 4－

○その間政府から大学別考試を審議していたことを協議会で自体的に審議し、必要な場合異議・是正を要求してその移行可否を公表できるようにしていた。

○これは大入自律化によって大学別考試が国・英・数中心の本考試に変質することを防止するためのことである。

－入学査定完成度など多様な学生選抜方式が定着し、だいにゅう典型要素が合理的に活用され大入制度が安定されるまで協議会を通じて自律規制するようにしたことによる。

【学生選抜日程中率・公表権限委譲】

－執行令改訂(案)第 41 条－

○現在は教科部長官が大学の学生選抜日程を差ため公表するようにはしていたが、これからは協議会から大入典型日程を樹立・公表する。

【大入志願方法違反者審議・処理権限委譲】

－施行令改訂(案)第 42 条、協議会法改定(案)第 18 条の 5－

○従来は政府が大入典型日程に違反して大学に志願したとか、入学する学期が同一である 2 つ以上の大学に登録した学生たちに対して審議して大学に通報したけれど、これからは協議会で等業務を執行することになる。

○各大学は協議会で大入志願方法違反者と通報した者に対してはその入学を向こうとする一方。

－大入典型終了後志願者・応募者・合格者・登録者・入学者名簿を教科部長官ではなく協議会に報告しなければならない。

【入学志願方法関連規定統合・整備】

－施行令改訂(案)第 42 条－

○現高等教育法施行令第 42 条、第 42 条の 2、第 42 の 3 が大学・専門大学・産業大学の入学志願方法に対してほぼ同一した内容を規定してあり、3 条項を統合・整備した。

□今回の法令改定で政府は直接介入者役割から間接支援者役割を施行し、大学は多様な典型を通じて潜在力のある学生を選抜する典型体制を発展させ、

○大学の自律力量向上を通じた大学競争力強化の基盤を整えることが出来ると期待する。

□教育科学技術部は高等教育法施行令を 5 月末まで改定完了する一方、協議会法改定案は 6 月臨時国会提出し通過するように努力する計画であると明らかにした。

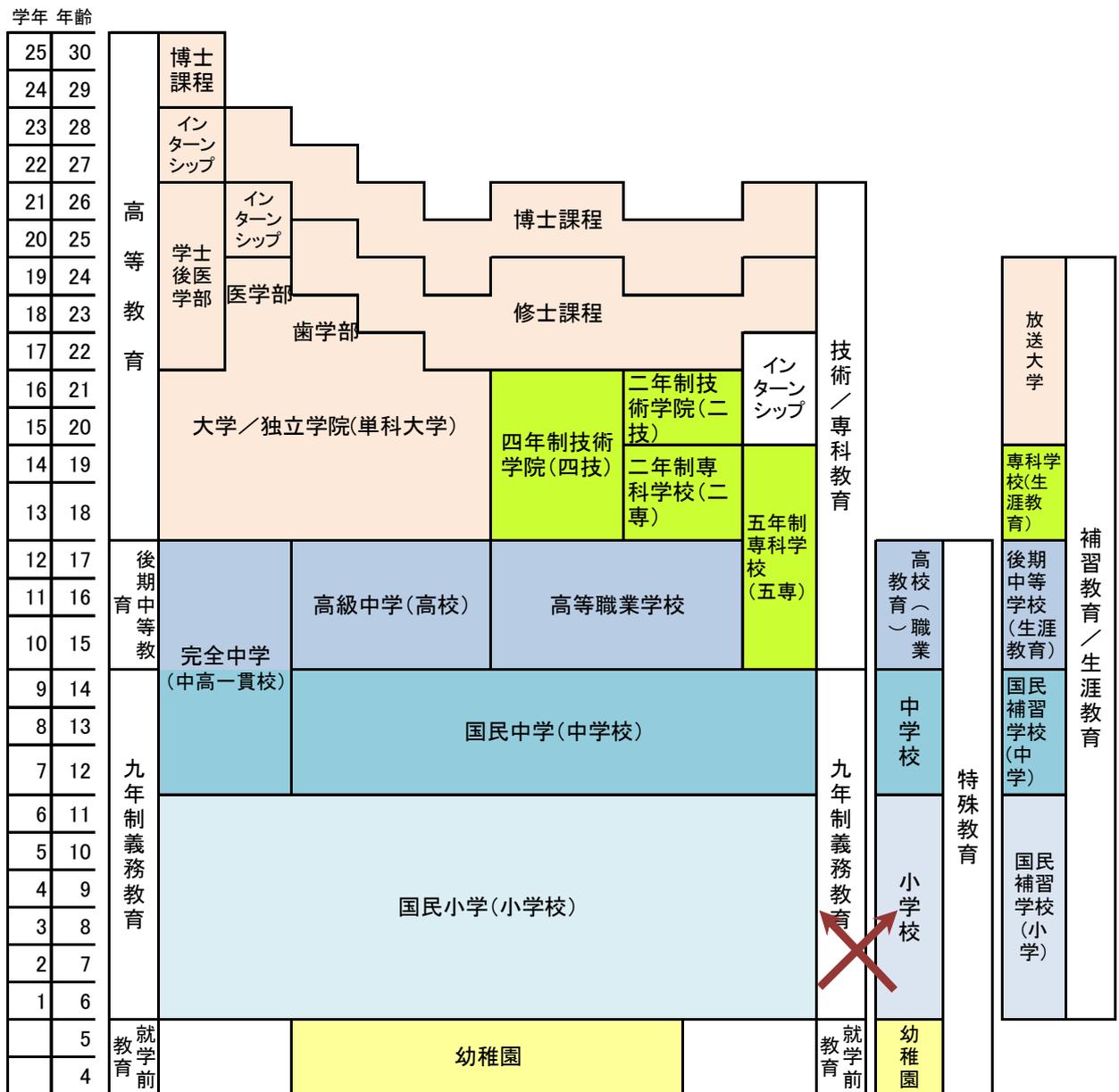
□同改訂(案)に対して意見がある機関・団体または個人は 2008 年 5 月 6 日まで意見書を教育科学技術部大学制度と大学自律チームに提出する。

台湾における高等教育および大学入学者選抜制度の概要

陳 那森

1 はじめに

本稿では、台湾における大学入学者選抜制度について、これまでの先行研究、および 2 回にわたる現地での聞き取り調査により収集した資料をもとにまとめようとするものである。そのために、まず、台湾における教育制度の系統図（図 1）を用いて、高等教育発展の歴史を辿りながら、ここで「大学」と称する概念は、どのように位置づけられているかを設定する。そのあと、台湾における大学入学者選抜制度の歴史的変遷、および現行の多元入学制度の概要とその実施体制について整理したい。



出典) Department of Statistics, Ministry of Education (ed.), 2004 Education in the Republic of China (Taiwan) , Taipei:Ministry of Education, 2004, p. 20 に基づき筆者作成。

図 1 台湾の教育制度系統図

2 台湾における高等教育の概要

2.1 高等教育発展の歴史

第 2 次大戦終結以降、台湾の高等教育発展の歴史は、およそ以下のように、

4つの段階に分けて考えることができる[1]。

(1) 発展期 (1945～1970年)

1945～1949年の間は、政権（1949年に国民党政権が台湾に移転）の混乱期であり、高等教育の規模や制度的には変化はほとんど見られなかった。しかし、その後、急速に拡大していった。1950年に高等教育機関数が7校だったが、1960年には27校、1965年には56校、1970年には92校というように速いペースで増えていったのである。大学生数も7,000人から201,178人に増え、実に30倍も増加したことになる。1970年時点で、国立の高等教育機関が30校あったのに対し、私立が62校もあったことから、私立の割合は高く67%にも達していた。また、専科学校が70校まで増え、高等教育機関全体の76%を占めていた。当時の台湾の労働力集中型産業の発展と私学の奨励策が効を奏して学校数の増加に伴い、学生数も大幅に増えたものと考えられる。

(2) 第1回調整期 (1971～1985年)

1971年から1984年までの間、私学の拡大に抑制策が取られ、私立高等機関の設立申請が凍結された。この時期は、全体の機関数が92校から105校にと、学校数があまり増えなかったが、学生数は20万人から約42万人に増え、実に2倍も増えたのである。また、1974年に技術系学院 (college) がはじめて設立されたのを境に、台湾の高等教育機関は普通系と技術系に分かれて発展してきた。この時期は、経済的な面においては、輸出志向にかわり、著しい成長を遂げていた。その後の拡大期に財政面での環境を整えたのである。

(3) 拡大期 (1985～2000年)

1985年に入ってから、私立高等機関の設立申請が再開された。これに加えて、技術系の学校の昇格政策（専科→学院【college】、学院→大学【university】）が実行された。その結果、高等教育の機関数は102校から150校に急増し、学生数も43万人から109万人に膨れ上がった。

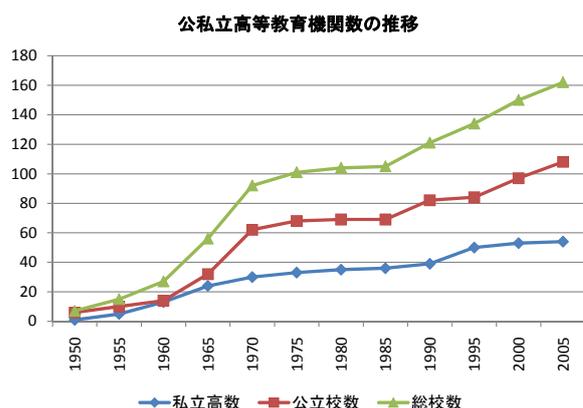
2000年時点で、私立が97校、国立が53校に達していた。学校総数は増加したものの、学校種別にその内訳をみると、大学と学院が顕著に増えているのに対し、専科学校の数が最高の77校から、23校まで減少している。この数の変動は、主として専科が技術学院に、学院が大学に昇格したことによるものだと考えられる。言い換えれば、この時期の高等教育の構造的変動の特徴は、多くの専門学校が技術学院に昇格したため、その数が大幅に減少したことにあると言えよう。

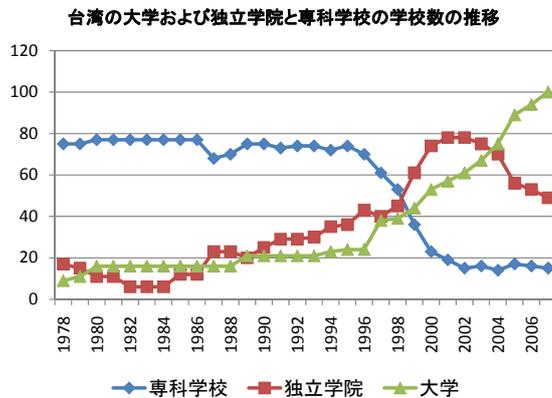
特に、1993年に大学法が改定され、その二十四条には学生募集における大学の責任と権限が法律によって明記された。

(4) 第2回調整期（2000～現在）

図2(a)に示されるように、1950年に高等教育機関は7校しかなかったが、2006年になると162校にまで増加した。この中で、1950～1970年の高等教育の発展期と1985～2000年の高等教育の拡大期に、学校数が大幅に増加している。ただし、前者は専科（5年制専門学校）学校の増加が特徴で、後者の特徴は主として専科学校が独立学院や科技大学に昇格したことによるものである。後者に関して、最近10年間の状況をさらに詳しくみると、同図(b)に示されるように、1996年から2002年まで、専科学校の数が74校から15校前後まで減少しているが、大学と独立学院とでは、その増減の様子が異なっている。大学は増え続けているのに対し、独立学院は1997年から2001年までは急増しているが、2002年から逆に急減している。これは、1997年から2001年までは専科学校が独立学院に昇格したのが多く、その後2002年から独立学院が大学に昇格したのが多いことによるものと考えられる。

このように、台湾では、政策誘導的に量的拡充が図られ、高等教育機関数の急増とともに、大学入試合格率も1994年の44.9%から、2004年の67.1%、2005年には80%、2008年度は96%を超える勢いである。2007年現在の機関総数は164校で、在籍者数は112万人を超えた。ところが、このような状況に対し、教育の質的保証の観点から見ても行き過ぎとの慎重論が高まってきたため、現在は大学の新設は制限されていないものの、奨励はされていないことは事実であり、いわゆる2回目の調整期に入ったと言える。





(a)

(b)

図 2 台湾の高等教育機関数の推移

2.2 高等教育の種類および今回の検討対象

図 1 に示されるように、台湾の高等教育機関は、普通高等教育即ち大学および独立学院（日本の単科大学に相当）と、科学技術系高等教育即ち科学技術大学および科学技術学院、専科学校との 2 つに大きく分けられる。

大学法によれば、大学及び学院とは、「学術の研究、人材の育成、文化の向上、社会への服務、国家発展の促進を宗旨」としており（第 1 条）、後期中等教育に位置づけられる普通高等学校および職業高等学校の卒業生を受け入れる。修業年限は基本的には 4 年だが、一部の機関の法律系や建築系は 5 年、歯学系は 6 年、医学系は 7 年である。また、1980 年代後半以降専科学校を昇格させる形で設立された科技大学および技術学院は主として高等職業教育を行う機関であり、4 年制の課程と 2 年制の課程とがある。4 年制の課程は主として職業高等学校の卒業生を受け入れ、2 年制の課程は専科学校卒業生（図 1 中の二専と五専）を受け入れる[2]。しかし、これらの進学ルートはまったく独立しているわけではなく、一定の条件を満たせば相互乗り入れが可能となっている[9]。

一方、専科学校は「応用的な科学・技術を教授し実用的な専門人材を養成すること宗旨」としており（「専科学校法」第 1 条）、2 年制専科学校と 5 年制専科学校がある。2 年制専科学校は、関連分野の職業高等学校卒業生もしくは当該分野での労働経験を有する普通高等学校卒業生または職業高等学校の卒業生を入学させる。5 年制専科学校は、日本の高等専門学校と同様、前期中等教育にあたる国民中学の卒業生を受け入れ、修業年限は 5 年である[2]。

本稿では主として視野に入れている高等教育機関は、専科学校、科技大学・技術学院を除く大学及び学院であり、その総称として大学という言葉を用いることにする。なお、専科学校、科技大学・技術学院など科学技術系の高等教育

は、普通高等教育とは別の入学者選抜の仕組みを持っており、内容的なボリュームも多いため、他稿に譲ることとしたい。

3 大学入学者選抜制度の概要

3.1 大学入学者選抜制度の歴史的変遷

台湾における大学入学者選抜制度は、これまで4つの段階を経てきたと考えられる。以下では、それぞれの段階について振り返ることとする。

(1) 単独選抜 (1946年～1953年)

終戦から1953年まで、台湾では大学の数も受験生の数も少なかった時期であり、各大学が単独で学生募集を行っていた。この間、台湾では、経済の回復と発展の必要性から大学の数が倍以上に増え、学生数も1.7倍も増えていた。1951年に、台湾の教育部は、専科以上学校の学生募集方法12条を公布した。その主たる内容は、以下の4点である。①学生募集方法は、各大学が独自に決める。②筆記試験科目を減らし、甲・乙・丙の3組に分けて募集を行う。甲組では理工系学院および師範学院の理系組を、乙組では文法商学院および師範学院の文系組を、丙組では農学院および師範学院の博物系および理学院の動植物系を、それぞれ募集する。さらに、師範学院入学希望者には口頭試問を課し、その他の学校は必要があれば口頭試問を実施できるとされている。③専科以上学校各系の募集人数は、各学校がそれぞれの教授陣や設備状況に応じて決定してから、教育部に報告する。④同等学歴の募集人数は、現役生の10%を超えてはならない。1951年～1953年の学生募集はおおむねこの12条に沿って行われ、大きな変更はなかった。この12条は、基本的には、民国時代に中国大陸で実施されていた学生募集政策の継承と言われている[3]。

(2) 連合試験・募集 (1954年～1993年)

1950年代に入ってから、高校卒業生の数が増えるにつれ、重複受験者数も増え、人的資源や物的資源および受験生の精神的な消耗が大きかった。こうした問題に対処するため、教育部は台湾大学、台湾師範学院、台中農学院、台南工学院の4校に連合試験・募集（以下、「聯考」と略す）を実施するよう命じた。そしてこれを受け、1954年に4校により大專連合学生募集委員会が組織され、台北、台中、台南の3地区で試験が実施され、解答用紙を台北に集めて採点が行われた。合格者は、大專連合学生募集委員会より各校に配分され、各校がまた各学部学科に合格者の配分をおこなった。これが台湾における「聯考」制度の始まりである。

翌年の1955年に政治大学が連合募集に加わった。続いて、1956年に教育部はすべての公私立学校と軍事学校が「聯考」に参加しなければならないと規定し

た。1962年に大学および独立学院と専科学校は別々に連合募集をおこなったが、多くの重複受験重複合格が発生したため、翌年から再び合同で連合募集を実施するようになった。そしてその10年後の1972年から、大学と専科学校が再び別々に学生募集を行うようになった。このように、参加機関の増減が頻繁におこなわれる一方、受験科目の設定には大きな変化がなく、1958年にグループを分けずに行われたのを除いて、専門分野と受験科目によって募集単位が3つないし4つのグループに分けられ、それぞれ規定された科目が課されていた。この当時、連合入学試験の試験科目は表1のように設定され、すべての科目を受験することとされていた。

表1 連合入学試験の試験科目

第1類	文科	国語, 英語, 数学, 歴史, 地理
第2類	理工科	国語, 英語, 数学, 物理, 化学
第3類	医学	国語, 英語, 数学, 物理, 化学, 生物
第4類	農学	国語, 英語, 数学, 物理, 生物

この「聯考」期間を詳細に分析すれば、表2のように3つの期間に分けることができる。この表における学生募集機構の委員会メンバーの構成から、「聯考」の実施期間中、教育部は一貫して絶大な影響力を行使し、「聯考」を進めてきたことが分かる[4]。

しかし、1984年には、大学の要求と受験生の興味関心を結びつけることを意図して、学生が事前に公表された合格基準や傾斜配点を参考にしながら、試験実施後に希望校を決めて出願し、その後統一的に合格者を決定する方式が導入された。また受験生には、組を跨って受験科目を選択し受験することが許された。こうした変化により、それまでに比べると大学側の裁量権が少し拡大された。

表2 大学連合募集各期間の比較

	大專聯合募集期	旧制大学聯合募集期	新制大学聯合募集期
年代	1954年～1971年	1972年～1983年	1984年～1993年
学生募集機構	大專聯合学生募集委員会 (公立4大学より構成)	旧制大学聯合学生募集委員会 (教育部役員が兼任)	新制大学聯合学生募集委員会 (教育部役員が兼任)
学生募集校	大学および専科学校	大学	大学
試験方式	甲乙丙丁の4組に分けられた 1. 甲組の多くは理工系	甲乙丙丁の4組に分けられた 1. 甲組の多くは理工系	1,2,3,4類組に分けられ、 組を跨った受験が許可される

- | | | |
|----------------------|----------------------|--------------|
| 2. 乙組の多くは文科系 | 2. 乙組の多くは文科系 | 1. 1組の多くは文法商 |
| 3. 丙組の多くは医学系
と農学系 | 3. 丙組の多くは医学系
と農学系 | 学系 |
| 4. 丁組の多くは商学系 | 4. 丁組の多くは商学系 | 2. 2組の多くは理工系 |
| | | 3. 3組の多くは医学系 |
| | | 4. 4組の多くは農学系 |

志願登録 合格の根拠	志願登録後学校配分 「聯考」の点数	志願登録後学校配分 「聯考」の点数	試験後志願登録 「聯考」の点数
---------------	----------------------	----------------------	--------------------

(3) 「聯考」と多元入学の部分的試行（1994年～2001年）

1980年代後半に始動した民主主義体制への移行を背景に、台湾では目まぐるしい政治的・社会的変動が見られた。こうした変動は教育の領域にも波及し、1993年の大学法の修正は、学生募集における大学の裁量権が法律によって保障され、十数年に及ぶ教育改革の始まりを告げるものであった。

1990年代に入ると、教育改革の重要な柱として、米英日など先進諸国の大学入学者選抜制度を参考に、「聯考」方式の見直しが進められた。大きな転機は、1992年に財団法人大学入学試験センター基金会（原語：財團法人大學考試中心基金會，以下「大考中心」と略す）から『我國大學入學制度改革建議書—大學多元入學方案』という報告書が出されたことであった。この報告書では、まず従来の「聯考」方式の長所と短所が整理された。長所としては、①高等教育の発展をコントロールできること、②国語、英語、数学といった基礎科目が重視され一定の水準が維持できること、③公平性が維持できること、④競争に打ち勝とうとする心理を適度に育成できること、⑤学生の負担を減少させられること、⑥大学が時間や経費を節約できること、⑦大学が受け入れる学生の水準に大差がないことなどが示された。一方、短所としては、①高等学校の教育目標が歪曲されること、②大学の個性的で主体的な発展が抑制されること、③学生の希望と実際の進路との間にミスマッチが起こりがちであること、④教育内容が知識の記憶や解答技術の習得に偏り学生の総合的な資質の育成に不利であることなどが挙げられた[2]。

この報告書に基づき、特に短所として挙げられた点を改善する目的で大きく変更されたのは次の2点であった。第1は、大学教育を受けるのに必要な能力を備えているかどうかを検査する学科能力検定試験（原語：学科能力測驗）が新たに導入されたことである。連合募集方式を取っている募集単位のうちいくつかがこの検定試験と従来の学力試験の両方を課すようになった。第2は、1994年に推薦入学（原語：推薦甄選，日本の推薦入試を参考にしたとされる）制度が導入されたことである。これは、特別な才能を有する学生や学業成績が優秀な学生を中等教育段階の学校が推薦し、選抜を通じて入学者を決定する方法で

ある。選抜は 2 段階制で、まず上述した学科能力検定試験によって一定の篩い分けをおこない、続いて各募集単位がそれぞれの方法で第 2 段階の選抜試験を実施するというやり方がとられた[2]。

1998 年には「申請入学」と呼ばれる新たな選抜方法（アメリカの申請入学制度をモデルにしたとされる[4]）が導入された。これは学生個人が学科能力検定試験の結果と高等学校での学業成績によって志望する大学に入学を申請するというやり方である。学校の推薦が必要とされず、大学が示す条件を満たせば本人の意思に応じて自由に出願することができることから、この方法は自己推薦型の選抜方法であると言える。また、導入当初には、1 校の高級中学から出願できる者の人数や 1 人が出願できる募集単位数に制限がないといった点なども推薦入学とは異なっていた。

上述のように、90 年代の入学者選抜の方法は、おおよそ学生募集校側が大学連合学生募集委員会を構成し、「聯考」を実施しながら、他のいくつかの選抜方法を併用するというものであった。2001 年までの主な入試方法は「聯考」であったが、上述の短所を改善し、高等学校への悪影響を解消するために、推薦入学や申請入学等の制度が導入され、それらを併用しながら、徐々に「聯考」の割合を低下させる方向にあった。

(4) 多元入学制度の本格実施（2002 年～現在）

2002 年には、現行のものとはほぼ同じ選抜方法が導入された。それは「大学多元入学新方案」と呼ばれ、1990 年代の改革を基礎にはしているが、いくつかの点がこれまでとは異なっていた。まず選抜方法が、大考中心が実施する統一的な学力試験（学科能力検定試験、指定科目試験）によって学生を選抜する試験分配入学制（原語：考試分發入学制）と、それまでの推薦入学と「申請入学」をあわせた「大学独自選抜制」（原語：甄選入学制）とに分けられた。後者は、学科能力検定試験と各募集単位が実施する選抜試験によって合格者を決める方式である。次に、学力試験によって合格者を決定する試験分配入学制で、選抜のしかたが 3 つのタイプに分けられた。1 つは学科能力検定試験と指定科目試験を両方用い、前者で一定の条件を満たした者のなかから後者の成績にもとづいて合格者を決定する方法であり、指定科目試験で課す科目数によってこれがさらに 2 つのタイプ（甲案、乙案）に分けられた。もう 1 つは、学科能力検定試験は用いず、指定科目試験の成績のみで合格者を決定する方法（丙案）である。この方式では、試験科目は従来と同様、あらかじめ決められた 4 つのパターンのいずれかを選ぶことになっていた[2]。

新しい制度の導入が発表されると、それに対してさまざまな批判が出され、メディアにも大きく取り上げられた。そうした批判をふまえて、2004 年には修

正された選抜制度が導入された。具体的には、大学独自選抜入試の「推薦入学」を「学校推薦」、「申請入学」を「個人申請」に改めたうえで、両者を統一的に実施することになった。

この選抜方法が学科能力検定試験と各募集単位が実施する選抜試験を用いることには変わりがない。ただ「個人申請」では1人で出願できるのは5つの募集単位までに制限され、さらに大学によっては当該大学で1つの募集単位にしか出願を認めないところもあらわれた。一方試験配分入学制は、学科能力検定試験を用いるかどうかのみに焦点をあてて2つのタイプにまとめられ、指定科目試験は募集単位ごとに3~6科目を課すこととされた。

その後、現行の入学生選抜制度は12年間も実施されてきているが、都市部と地方との格差を縮小することを目的の一つとして取り入れた推薦入学が期待されたほどの成果が上げられなかった。そのため、現行制度に加え、2007年度から「繁星計画」という選抜方法が新たに導入された。繁星計画は、従来の選抜方法が抱える公平性に関する課題への1つの緩和策という位置づけである。それはおおまかに言えば、学科能力検定試験で一定の水準に達していることを前提とした上で、高等学校段階での相対的順位を判定基準とする方法である。

このように、台湾における大学入学者選抜は、全体としてみれば、大学と学生の希望がより正確に反映されることがめざされ、複数の選抜方法が取り入れられると同時に、選抜における評価内容も多様化してきたのである。

3.2 現行大学入学者選抜の概要

図3は2008年度の多元入学方案のフローチャートである。各大学はそれぞれの教育目標や特色により募集条件を設定し、適材適所で学生を選抜することが可能となっている。教育部の規定によれば、試験配分による募集人数は募集定員の60%を下回ってはならず、大学独自選抜の募集人数は募集定員の40%（そのうち学校推薦は募集定員の5%を下回ってはならない）を超えてはならない[2]。以下では、2大選抜ルート（試験配分入学と大学独自選抜）に加え、2007年度から試験的に導入された繁星計画、及び大学単独募集について見ていくことにする。

(1) 大学独自選抜

大学独自選抜は、従来の学力試験では測れない思考能力や創造的能力、コミュニケーション能力を評価することと、都市部と非都市部との格差是正をあわせて配慮することを目的としており、学校推薦と個人申請に分けられ、ポイントは以下の通りである。

- ・ 申込みから第一段階での篩い分けまでは、大学独自選抜委員会が行っている。
- ・ 学校推薦では、高校が各学部学科に条件を満たした当該年度の卒業生を推薦

する。個人申請では、学生が自分の興味関心に合った学部学科に申請を行なう。

- 受験生は、学科能力検定試験に参加し、かつその成績が希望学部学科の要求を満たすほか、希望学部学科が必要とされるほかの試験を課されることができ。
- 学校推薦では、1学部学科しか推薦できない。個人申請の場合は、5学部学科まで申請可能であるが、募集単位がこの数を設定できる。
- 受験生は、同一大学の学部学科にこの2ルートのどちらかにしか申し込むことができない。
- 合格者は決められた期間内にネットを通じて入学の意思を表明し泣ければ、入学資格を放棄したとみなされる。
- 第1段階の篩い分けを通過し学生は、第2段階として希望大学の学部学科が実施する指定項目甄試を受けることになっている。甄試の項目は書類審査、筆記試験、口頭試問、実技などがある。
- 繁星計画ルートの受験生は、学校推薦と個人申請による受験はできない。また、合格者は決められた期間内に、ネット経由で入学の意思を表明しなければ、試験配分入学や技術系の大学聯合登録配分入学による受験ができない。

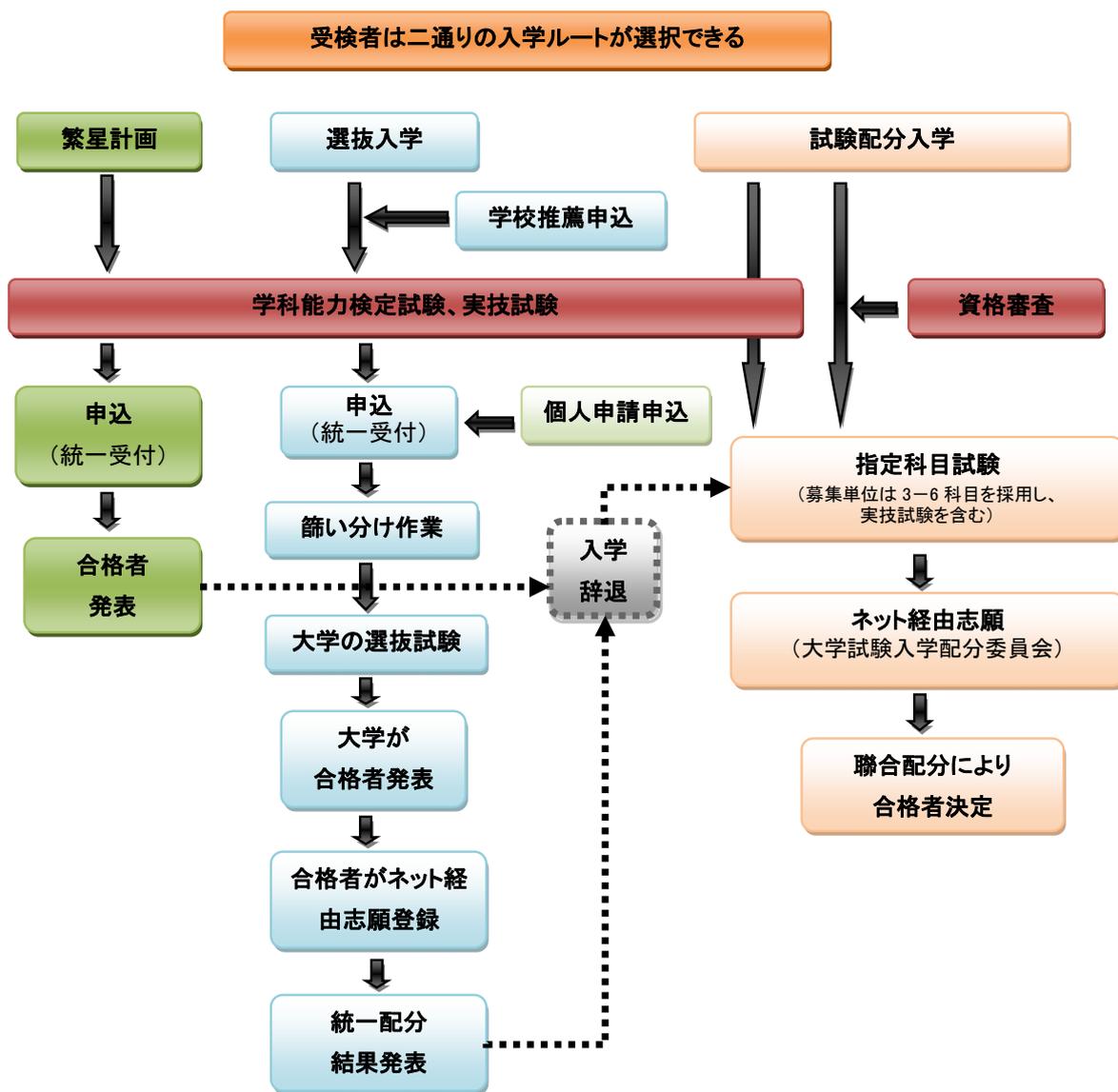


図 3 現行の多元入学方案の流れ図

(出所：教育部編, 「97(2008)年大学多元入学宣導手冊」) に基づき筆者作成)

(2) 試験配分入学

このルートによる入学者選抜において、募集要項の作成から受験申込み受理、登録配分作業などは、試験配分委員会により行なわれる。高校卒業か同等の学力を持つ者なら、当該年度の学科能力検定試験と指定科目試験、実技試験などの成績をもって、試験配分入学に参加することができる。その要点は以下の通りである。

- ・ 成績の集計は、科目ごとに 1.00, 1.25, 1.50, 1.75, 2.00 のいずれかの比

重を乗じた傾斜配点の仕方をとる。

- ・志望校の登録は、登録費を支払ってからでないとできない。
- ・受験生は、大學考試入學分發委員會のウェブサイトアクセスし、100 を上限とする志望校を登録できる。

既に、大学独自選抜あるいは繁星計画による入学資格を得ている者は、決められた期間内にそれらの資格を書面により辞退しなければ、試験配分による登録はできない。

(3) 繁星計画

教育資源の都市部と非都市部との格差是正、および非都市部の受験生にも大学教育を受ける機会を均等に与えるために、2007 年度から実施された取り組みである。繁星計画は、当初は教育部により決められ経費補助を受けている 12 大学で限定的に実施されていたが、2008 年度からさらに 13 大学を加え、計 25 の大学で実施することが決定された。

- ・当該年度の高校卒業生のみが推薦を受ける資格がある。
- ・受験生は、学科能力検定試験を受けなければならない。
- ・当該年度の大学独自選抜入試の指定項目甄試に参加してはならない。
- ・このルートによる入学資格を辞退せずに、当該年度の試験配分入学や技術系の聯合登録配分入学を受験してはならない。違反者はこのルートでの入学資格が取消される。

(4) 大学単独募集

大学単独募集とは、他大学と連合せずに学生募集や入学試験を単独で実施するということである。台湾においては、連合募集が主流であるが、国立台北芸術大学や体育学院などの芸術・体育関係の学院を設置している大学では、例えば体育の成績が優秀な生徒（原語：運動積優學生）に対する個別募集がある。このほかに、軍警学校においても、中央警察大学の 4 年制大学と 2 年制技術系などの個別募集がある。国防大学をはじめとする軍事学校の場合は軍人材募集センター（原語：國軍人材招募中心）を経由し、個別募集をする。個別募集を行う学校の大多数は、学科能力検定試験（専門によっては、実技試験を追加する場合もある）を基本的な参考値として選考を行う[2]。

3.3 現行大学入学者選抜の実施体制

「聯考」時代は、試験と募集業務は、一個所に集中して行われていた。それに対し、現行の多元入学制度においては、「試験と学生募集の分離」、すなわち「試験の専門化と学生募集の多元化」を原則としている。ここでは、図 4 に基

づいて、現行の大学入学者選抜の実施体制において、各関係組織の役割と相互関係について整理することにする。

まず、教育部の役割は、社会情勢により、いくつかの変化が見られる。単独選抜（1946年～1953年）を実施していた時期は、学生募集の方法や募集人数まで各大学が独自に決められた。「聯考」（1954年～2001年）時代に入ると、学生の募集方法や試験方法、および募集定員など多岐にわたり、教育部の監督・指導は緩むことはなかった[1]。

1990年代に入ると、「聯考」と多元入学試験が部分的に試行（1994年～2001年）されるなど、大学入試において、改革の兆しが表れたが、教育部は改革を強行しなかった。大考中心の入試多元化の報告書を受けてから、実に10年間の時間をかけて緩やかに改革を進めた。

多元入学の段階に入ると、教育部は徐々に大学側の権限拡大を許してきたが、多元化入学制度の改善の過程で、例えば繁星計画の導入において、その導入に消極的な大学に再考を促して最終的には計画通り12大学での実施を実現した。こうした経緯から、基本的な制度設計に関しては教育部が依然としてかなり強い権限を有していることが分かる。しかし、「聯考」時代のように、直接大学入試や学生募集に関わることはなく、法律に基づき監督・指導を行うのみとなっている。

つぎに、大学学生募集委員会联合会（以下、招聯会と略す）は、かつて「聯考」を実施するために設置された機関が、1997年に大学学生募集政策促進会（原語：大學招生策進會）となり、それがさらに2002年に改称されたものである。当該組織は、各大学を会員とし、各大学の学長を代表とする。現在の会員数は72大学である。招聯会は、教育部の監督指導の下、大学入学者選抜制度の業務を担当する最高決定機関として位置づけられている。その主な任務は、学生募集方針の討議・策定と、大学間の学生募集事務の調整などである。招聯会は、下部組織として、試験配分委員会（原語：大學考試入學分發委員會）と大学独自選抜委員会（原語：大學甄選入學委員會）が設置されており、それぞれ試験配分入学と大学独自選抜（学校推薦と個人申請）に関する業務を担当することになっている[5]。招聯会は教育部の監督のもと、学術団体もしくは財団法人に試験に関する業務を委託して行わなければならないと大学法に定められている。

大考中心は、「聯考」をめぐる批判に対して、大学入学者選抜制度を改善するために、1989年7月1日に教育部により設立された機関で、最初の名称は「中華民國大學入學考試中心」であった。1993年3月に大学の共同出資による「財團法人大學入學考試中心基金會（大考中心）」に移行している。大考中心は大学の入学者選抜制度や入試の方法・技術を検討する研究機構であり、かつ大学入試を行う実施機構でもある。2002年から「試験と学生募集の分離」、すなわち「試

験の専門化と学生募集の多元化」の原則の下、「学科能力検定試験」、「指定科目試験」を主管する機関となり、その翌年から音楽、美術、体育の実技試験（原語：術科考試）も主催している。そして、2003年からは募集業務を大学に戻し、試験業務のみの専門機構として機能している[6]。

入学者選抜において、中心的役割を果たすのはやはり各大学である。学科能力検定試験や指定科目試験の成績を入学者選抜に利用はするが、最終的に合否（の判定基準）を決定するのは各大学であるし、大学独自選抜における第2段階の選考は各大学で方法が決定され、実施される[2]。

2回にわたり、いくつかの大学の学生募集体制について聞き取り調査を実施したが、全般的には、大学側の学生募集体制は十分とはいえない印象を受ける。それでも入学者選抜業務が大きな支障なく遂行されていることを考えれば、統一試験は大考中心により実施され、募集業務の多くは招聯会により行われ、大学がやらなければならない学生募集関連業務はそれほど多くないことによるものと推測される。しかし、入試関連業務、特に大学独自選抜において、大学側はより主体的に大学法で規定されている学生募集の責務を果たし、この選抜方法に対する世間からの根強い不公平感を払しょくする努力を続ける必要がある。そのためには、今後大学側が入試実施体制を強化し、試験過程での透明性、客観性を高めることが不可欠なのではないかと思われる。

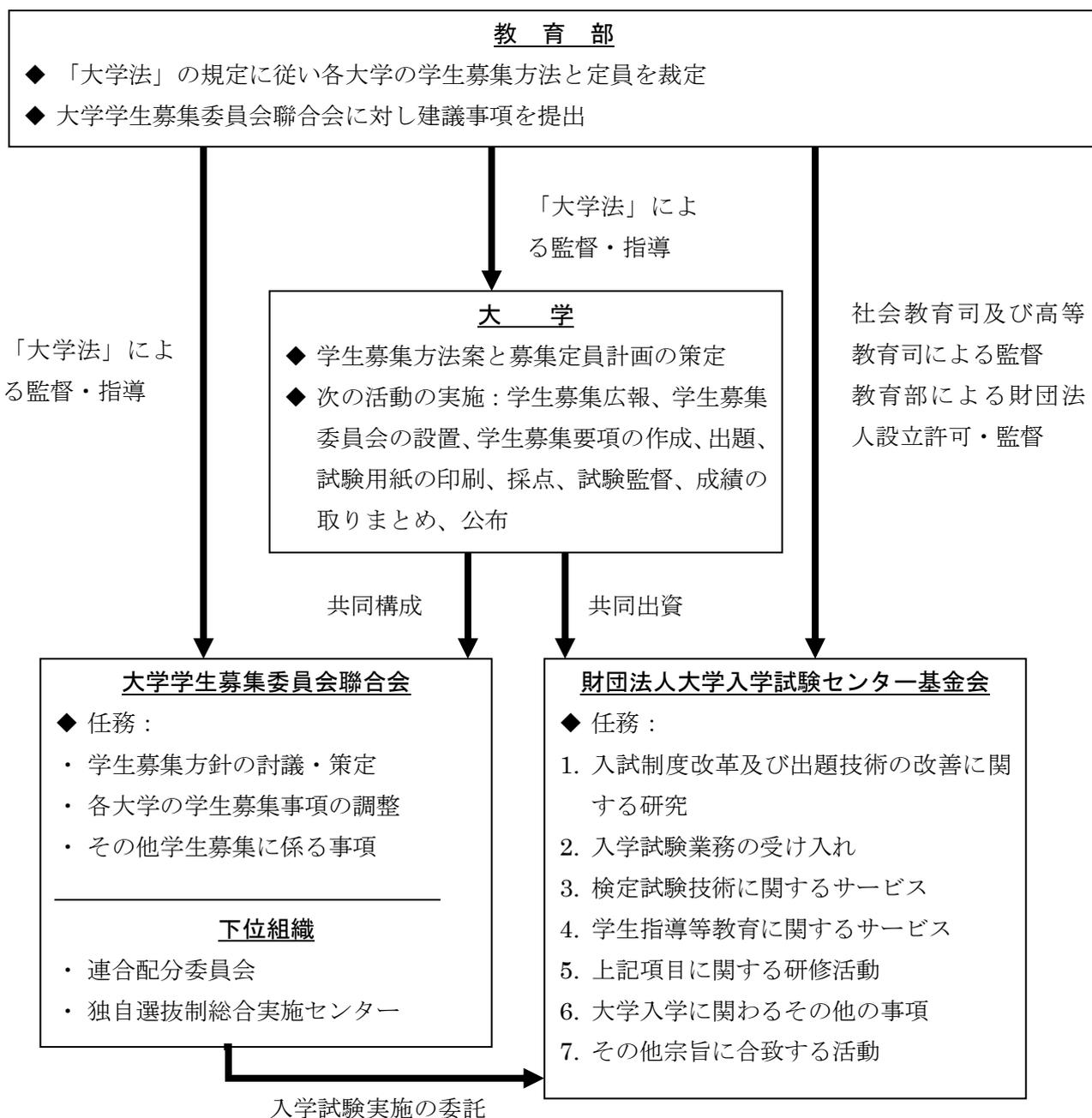


図 4 大学入学者選抜における各関係組織の役割と相互関係[2]

4 小結

本章では、台湾における高等教育発展の概要と、大学入学者選抜制度の変遷および現状等について述べたものである。

台湾の高等教育は、この50年間台湾経済の発展と歩調を合わせるかのように、大きく発展してきた。高等教育機関数はもちろんのこと、入学率も飛躍的に向上した。2007年ごろから大学進学率がすでに96%を超えており、まさにマーチ

ン・トロウが提唱した高等教育の発展段階説というユニバーサルアクセス段階に入っているといえよう。

多様性、多元的適性・能力を持った入学希望者に対し、従来の「聯考」のように一元化されたあるいは画一的な基準で選抜することは、もはや時代の要請に答えられなくなっていることは言うまでもない。そういう意味では、試験と募集の分離と多元的な入学の理念に基づき、かつての「聯考」の良いところを継承した試験配分入学と、日本の推薦入学およびアメリカの申請入学を参考にした「大学独自選抜」を実施してきた現行の多元入学制度は、まさに時代の要請に応じて生まれた産物であると考えることができよう。

しかし、多元入学制度実施直後から、公平性や客観性に欠ける（大学独自選抜）、仕組みが複雑すぎる（進路指導困難）、弱者への配慮が不十分（社会正義に対する軽視）、受験費用の増加（経済負担）などさまざまな批判を受けてきた。その後何回かにわたる改良・改善（例えば2004年からの大幅な簡素化や最近で言えば「繁星計画」の試行など）、および関係部門による高校教師や受験生、保護者向けの研修会等を徹底することにより、次第に受け入れられやすい形になってきているように思われる[13][14][15]。とはいうものの、そうした批判のすべてに対し対処できたわけではなく、またさらに新たな課題も浮き彫りになっている。例えば、「多元的補習」現象の出現、大学独自選抜合格後の半年間の過ごし方（高大連携して解決すべき問題）、などが挙げられる。

台湾の大学入学者選抜は、試験・募集業務の分離と、受験生の適性・能力を尊重した多元入学ルートの提供（原語：考招分離，多元入学）で表わすことができるが、この制度の理想的な目標は、適当な方法により、適合した学生を選び、適切な学科に進学させ、適性に合った教育を行う、というものである。しかし、多元化の原則と並行して公平性を保つことも重要であることはいうまでもない。特に科挙の試験のように千数百年も前から厳しい選抜制度を経験してきた中国大陸や台湾の人々にとっては、大学入学者選抜における公正、公平に対する見方や考え方は、他の国や地域の人々にもまして厳しいものがあるように感じられる。この点は、かつての「聯考」時代に、「連合試験と兵役だけは台湾社会における公平の最後の2つの防御線」という言い伝えがあったことから容易に想像できよう。台湾の大学入学者選抜制度は、これからも絶え間なく、その時々々の社会の要請に応じて、多元化と公平性のバランスに配慮しながら、改善改良が繰り返されていくであろう。

引用・参考文献

- [1] 楊思緯，台湾の国立大学法人化に関する予定政策の分析，国立大学財務・経営センター 大学財務経営研究 第4号，2007年8月発行

- [2] 東北大学, 平成 18 年度文部科学省先導的の大学改革推進委託事業, 「受験生の思考力, 表現力等の判定やアドミッションポリシーを踏まえた入試の個性化に関する調査研究」報告書, 2007. 3
- [3] 楊李娜, 「民國時期的大學招生制度及其影響」, 漳州师范学院学报(哲学社会科学版), 2005. 4
- [4] 「臺灣大學甄選入學學生學習成績之探討」,
<<http://forum.nta.org.tw/v362/attachment.php?attachmentid=60&d=1164847575>>,
2008. 6
- [5] 大學招生委員會聯合會公式ウェブサイト : <<http://www.jbcrc.edu.tw/>>
- [6] 財團法人大學入學考試中心基金會公式ウェブサイト :
<<http://www.ceec.edu.tw/>>
- [7] 楊李娜, 「臺灣大學入學考試制度改革探析」, 教育發展研究, 2002. 6
- [8] 楊李娜, 「臺灣的大學入學考試制度的創立與實施」, 漳州师范学院学报(哲学社会科学版), 2004. 4
- [9] 劉語霏, 「大学入学者選抜制度」, 『台湾の高等教育 — 現状と改革動向 —』, 広島大学高等教育研究叢書第 95 号, 23~34 頁, 2008 年 3 月
- [10] 教育部編, 「97(2008)年大学多元入学宣導手冊」, 2007. 9
- [11] 文部科学省ウェブサイト, 「台湾の学校教育制度の概要」,
<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/>, 2008. 6
- [12] 「大學多元入學規劃與大學生學習適應之研究」, 『台灣高等教育研究電子報』, 第 12 卷
<http://info.cher.ed.ntnu.edu.tw/epaperi/topics/nindex.php?t_id=18>,
2007.
- [13] 國立教育研究院籌備處, 「2006 年台灣地區民眾對大學入學看法之分析」,
2006.
- [14] 國立教育研究院籌備處, 「2007 年台灣地區民眾對大學入學看法之分析」,
2007.
- [15] 王保進 (教育部委託), 「96 大學多元入學整體分析」, 2006.